

# 鳥取縣公報

## 縣令

昭和二十一年六月廿八日  
第七百二十三號

金曜日

本書ノ大サハ國定規格5A判

### ◇鳥取縣令第四十八號

昭和十一年四月鳥取縣令第十號鳥取縣繭檢定規程はこれを廢止する。

昭和二十一年六月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

### ◇鳥取縣令第四十九號

昭和十一年八月鳥取縣令第二十二號鳥取縣桑苗檢查手數料規則中次のやうに改正する。

昭和二十一年六月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條中「百本又ハ其端數毎ニ金貳錢」を「十本ニ付金參厘」に改める。

附 則

### ◇鳥取縣令第五十號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十五號諸類檢査規則、昭和十六年十月鳥取縣令第五十七號麻、三稜、楮檢査規則、昭和十八年二月鳥取縣令第五號茶種檢査規則、昭和十八年六月鳥取縣令第三十七號鳥取縣藥品檢査規則及び昭和十九年十月鳥取縣令第六十七號種用諸類檢査規則中、次のやうに改正し昭和二十一年四月一日からこれを適用する。

昭和二十一年六月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

各條中「食糧檢査官補」とあるを「食糧檢査官」に改める。

### ◇鳥取縣令第五十一號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十五號諸類檢査規則、昭和十

00804

六年十月鳥取縣令第五十七號麻、三極、楮検査規則、昭和十八年二月鳥取縣令第五號菜種検査規則、昭和十八年六月鳥取縣令第三十七號鳥取縣農工品検査規則、昭和十九年十月鳥取縣令第六十七號種用諸類検査規則中、次のやうに改正し昭和二十一年五月十七日からこれを適用する。

昭和二十一年六月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

各條中「食糧検査技手」とあるを「食糧検査官補」に改める。

條 例

◇鳥取縣條例第十一號

昭和十八年七月鳥取縣條例第四號鳥取縣繭檢定所手数料條例を次のやうに改正する。

昭和二十一年六月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣繭檢定所手数料條例

第一條 鳥取縣繭檢定所に繭の檢定その他の請求又は申請

を爲すものは左の區別により手数料を納付すること。

一、繭檢定手数料

(イ) 製糸用又は繰繭式短纖維用の繭檢定(繭檢定規則第十七條第一項の規定による繭檢定を除く)

普通區の荷口につき 十圓

大區の荷口につき 十五圓

(ロ) 開繭式短纖維その他の用の繭檢定

一荷口につき 七圓

(ハ) 繭檢定規則第十七條第一項の規定による繭檢定

一荷口につき 四圓

(ニ) 繭檢定規則第九條但書の規定による檢定を併せ行

ふ場合

(イ) 號又は(ロ)號の金額の外一荷口につき五圓加算

(ハ) 繭檢定規則第十四條第一項の規定による繭檢定

(イ)(ロ)(ハ)號の金額の外一荷口につき八圓加算

二、繭檢定手数料

一件につき 五圓

三、屑繭檢定手数料

00805

一荷口につき 拾五圓

四、繰糸試験手数料

生糸量一貫匁につき百圓以上において生糸の價格及び作業費を参酌し知事これを定める

五、蠶蛹含水量率檢定手数料

一件につき 五圓

六、繭檢定證、繭鑑定證、屑繭鑑定證及び蠶蛹含水量率檢定證の再下付又は謄本手数料

一件につき 五十錢

第二條 前條第一號、第二號、第三號、第五號及び第六號の手数料は請求又は申請の際、第四號の手數料は生糸引渡の際これを納付すること、

第三條 繭檢定その他に著手したる後においては事由の如何に拘らず手数料はこれを還付しない。

繰糸試験に著手したる後においては事由の如何に拘らず手数料はこれを徴収する。

第四條 本條例施行に關し必要な細則は知事これを定める。

附 則

本條例は公布の日よりこれを施行する。

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第二十四號

各地方事務所長

昭和十九年五月鳥取縣訓令第十六號鳥取縣地方事務所長專決處分規程中、次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年六月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

記

第一條 總務課に關する事項中

「一、雇員、囑託員及傭人ノ進退ニ關スルコト」の次に「一、縣出納吏ノ任免ニ關スルコト」を加へる。

告 示

◇鳥取縣告示第二百六十七號





